

令和5年4月20日会議概要

第1 日時

令和5年4月20日（木）午前9時15分から午後0時10分までの間

第2 出席者

森田委員長、増田委員、在田委員、池坊委員、森委員

警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、京都市警察部長、情報通信部長等

《書記 公安委員会補佐室長、公安委員会補佐室室長補佐》

第3 議事の概要

1 委員報告

京都府平安騎馬隊の視察結果（4月13日）

委員から、「4月13日、平安騎馬隊の視察を実施した。人馬一体となり、馬がよく反応していることが印象的だった。京都府警のPRという意味でも大きな役割を果たしていると感じた。来年は30周年という節目の年ということであるが、これからもいろいろな場面で活躍をして欲しい。」旨、報告があった。

2 議題

(1) 令和5年春の「京都府警察勲章伝達式」の実施について

警務部長から、5月11日、京都府公館において、委員長出席の下、「京都府警察勲章伝達式」を実施する旨、報告があった。

(2) 令和5年3月末の犯罪情勢について（暫定値）

生活安全部長から、令和5年3月末の刑法犯認知件数等について報告があり、認知件数が前年に比べ増加しており、中でも自転車盗の増加が大きいこと、またその7割は無施錠での被害である旨、説明があった。

今後の対策として、自転車盗被害の多い警察署4署を被害対策のモデル警察署として指定し本部と連携した各種施策を推進するほか、大学生に向けた対策の強化や、ヘルメットの着用促進を進める交通部門と連携し、府警全体で「自転車」をキーワードとして、効果を高める取組などを進めていきたい旨、説明があった。

また、刑事部長からは、検挙件数は増加しており、中でも粗暴犯の増加が大きいことが、これは男女間や親族間の事案について積極的に事件化を図っている結果であり、今後も粗暴犯に限らず重要犯罪を含め、しっかりと対応していきたい旨、報告があった。

委員長からは、「個々の学生に施錠を呼びかけるだけでなく、学校にも協力を申し入れるなど、一歩進んだ施策を進めて欲しい。」旨、発言があった。

(3) 令和5年3月末の特殊詐欺情勢について（暫定値）

刑事部長から、令和5年3月末現在の特殊詐欺の被害認知状況や検挙状況、水際阻止事例や金融機関と連携した特殊詐欺対策等について報告があった。認知件数、被害額ともに増加する中、全被害件数のうちキャッシュカードに係る特殊詐欺被害件数の占める割合が

最多となっていることから、引き続き自己防衛力を高めるための取組をしっかりと行っていく旨、説明があった。

委員長から、「コンビニ、スーパー等水際で阻止した事例を報道などで多く目にする。今後も金融機関等、様々なところと連携した取組をお願いしたい。」旨、発言があった。

(4) 「自転車月間」における自転車の安全利用の促進について

交通部長から、自転車活用推進法に基づく「自転車月間」について、ヘルメット着用率向上に関する広報啓発活動を重点的に行う旨、報告があった。府や市の教育委員会と連携した小学生に対する教育等、階層別の交通安全教育を進めるとともに、大学生にアイデアを募り、ポスター製作を進めていること、モデル企業による取組を進めていく旨、説明があった。

委員から、「学校では教師が率先してヘルメットを着用し子供に模範を示すべく地道に取り組んでいる。」旨、発言があった。

(5) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の許可状況について（3月申請分）

警備部長から、令和5年3月中に申請が許可された「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」に基づく、集会、デモの状況について報告があった。

(6) 令和5年メーデーの取組概要及びデモの許可申請について

警備部長から、令和5年のメーデーの取組概要及び5月1日に実施されるデモの申請状況について説明があり、審議の上、申請を許可した。

(7) 「5・3憲法集会ウォーク」の許可申請について

警備部長から、5月3日に開催される「5・3憲法集会ウォーク」の申請状況について説明があり、審議の上、申請を許可した。

(8) 追加報告

職員の新型コロナウイルス感染状況について

警務部長から、前回報告以降の京都府警察職員の新型コロナウイルス感染状況について報告があった。

(9) 本部長総括

本部長から、「先週、和歌山県内で発生した岸田総理を狙った襲撃事案に関し、組織性や思想的背景のない個人を把握することの難しさを感じた。ロンドンに赴任していた当時発生した地下鉄テロ事件を踏まえ感じたことは、常にアンテナを高く、端緒を見逃さないようにして芽を摘んでおくことが大切であるということ。油断によって見落とすことがないよう今一度、組織を引き締めて、細かい兆しを把握してまいりたいと考えている。」旨、発言があった。

3 個別報告

(1) 当面の行事予定等について

公安委員会補佐室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。

(2) 損害賠償請求事件の勝訴について

監察官室訟務官から、京都府を被告とする損害賠償請求事件につき、令和5年4月13日、大阪地方裁判所が原告の請求を棄却する判決を言い渡した旨、報告があった。

4 個別決裁

(1) 自動車の使用制限命令の決定について

交通指導官から、道路交通法第75条第2項の規定に基づき、被処分者に対し、運転者の違反行為に用いられた自動車である準中型貨物自動車1台の30日間の使用制限処分を求める報告があり、処分を決定した。

(2) 福井県警察に対する京都府警察職員の特別派遣について

警備部次長から、警察法第60条第1項に基づく福井県公安委員会からの援助要求に対して、京都府警察職員を派遣する旨の説明があり、審議の上、特別派遣することを決定した。

(3) 公安委員会宛て苦情について（処理1件）

公安委員会補佐室室長補佐から、公安委員会宛ての苦情等申出に関して、調査結果及び通知案の説明があり、審議の上、通知内容を決定した。

5 聴聞等

運転免許関係行政処分について

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、19件の行政処分を審議した。